

## 5. 医学部医学科試験並びに履修等に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学医学部規程第23条に基づき岡山大学医学部医学科（以下「医学科」という。）における全学共通科目、英語科目及び専門教育科目の試験、履修並びに進級等に関する事項について定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法等)

第2条 医学科における授業科目、単位数、時間数、開講期及び履修方法等は、別表1及び別表2のとおりとする。

(全学共通科目及び英語科目の試験)

第3条 全学共通科目及び英語科目の試験は、岡山大学教育推進機構の定めるところによる。

(専門教育科目の試験)

第4条 専門教育科目の試験は、以下の定めるところにより行う。

(試験の区分)

第5条 専門教育科目の試験は、本試験、再試験、追試験とし、各授業科目の担当教員がこれを行う。

(試験の時期)

第6条 専門教育科目の試験実施の時期は、別表3のとおりとする。

(本試験)

第7条 学生は、各授業科目の単位認定を受けようとする場合、成績評価の方法として本試験が実施される場合には、これを受験しなければならない。

2 本試験の受験資格、実施方法、評価方法等については、各授業科目担当教員が定める。

(再試験)

第8条 全学交流科目を除き、本試験に不合格となった者は、別表3に示すとおりなお1回再試験を受けることができる。(内科総論、外科総論、臨床放射線総論、臨床検査総論、及び腫瘍学については、履修した翌年度に進級した者に限る。)

(追試験)

第9条 病気その他やむを得ない事情により受験を延期しようとする者は、医師の診断書若しくは理由書を添えて、原則として試験実施前に授業担当教員に願い出て許可を得なければならない。

(不合格者の扱い)

第10条 第8条及び第9条第3項の試験に不合格となった者は、原則として次年度以降でなければ受験できない。

(成績の判定)

第11条 成績の評価は、岡山大学学則による。

第12条 再試験の成績は担当教員において減点する。合格基準に達した場合、一律60点とする。

(第2学年への進級)

第13条 第2学年に進級できる者は、第2条別表1及び別表2に掲げる第1年次に配当された全学共通科目のうち9単位、英語科目のうち4単位、全学交流科目のうち4単位、専門基礎科目のうち6.2単位、専門科目のうち第1学年に配当された必修科目の単位を修得した者とする。

(第3学年への進級)

第14条 第3学年に進級できる者は、第2条別表1及び別表2に掲げる卒業に必要な全学共通科目、英語科目及び専門教育科目の単位のうちから第1学年及び第2学年に配当された科目の単位を

修得した者とする。

2 前項の条件を満たさない場合は、第2学年に留まり、2年次配当の全科目（実習・演習は除く）を必ず再受講することとする。

なお、試験受験科目は、不合格科目のみとする。

3 前項の規定にかかわらず、第2年次に編入した者の進級要件は、別に定める。

（第4学年への進級）

第15条 第4学年に進級できる者は、2年次と3年次に配当された必修の専門教育科目の全ての単位（総論科目（内科総論，外科総論，臨床放射線総論及び臨床検査総論），腫瘍学を除く）及び所定の外部英語検定試験の点数を修得した者とする。

2 前項の外部英語検定試験の点数は、CEFR B1以上に相当するCambridge English Skills Test General, Linguaskill General, GTEC Academic, TOEIC L&R, TOEFL-iBTもしくはIELTSの点数とする。

なお、入学年度以降3年次2月末までに修得した点数を有効とする。

3 上記条件を満たさない場合は、第3学年に留まり、教務委員長の指定する科目を必ず再受講することとする。

なお、試験受験科目は、不合格科目のみとする。

（第5学年への進級）

第16条 第5学年に進級できる者は、臨床病態演習及び社会医学系3科目（衛生学，公衆衛生学及び法医学）を除く4年次以前に配当された全ての専門科目（選択必修科目については卒業に必要な単位分の科目を含む）の試験並びに次項に掲げる全国共用試験（CBT，OSCE）に合格した者とする。

なお、総論及び臓器・系別統合講義試験において、不合格科目のあった者は、翌年度も第4年次にとどまり、教務委員会委員長の指定する科目を再受講，再受験しなければならない。第5学年に進級できなかった場合、当該年度に受験した全国共用試験（CBT，OSCE）の成績は無効となる。

また、全国共用試験（CBT，OSCE）に不合格になった者は、教務委員会委員長の指定する科目を必ず受講することとする。

2 臨床実習開始前に必要な知識・技能・態度を評価する試験として、全国共用試験（CBT，OSCE）の受験を課す。合格基準は、全国共通の基準である。

（第5学年から6学年への臨床実習履修）

第17条 第5学年までに行うべき基本臨床実習を3診療科以上終了していない場合は、第5学年に留まり、教務委員会委員長が指定する科において実習を実施することとする。ただし、終了していない診療科の実習期間の合計が6週間を超える場合についても同等に扱う。

（退学の勧告）

第18条 病気その他やむを得ない事由もなく、第13条から第17条の規定により同一学年での在学期間が3年を越える者には、退学を勧告する。

（卒業）

第19条 卒業の判定は、医学科の教育課程を6年以上履修した者について、第2条別表1及び別表2に掲げる全学共通科目，英語科目，全学交流科目，専門基礎科目及び専門科目の修得単位並びに全国共用試験（CBT，臨床実習前OSCE及び臨床実習後OSCE），卒業試験の結果に基づき、医学科会議の議を経て行う。

なお、判定の結果卒業延期となった場合、当該年度に受験した全国共用試験（臨床実習後 OSCE）の成績は無効となる。

（卒業及び進級の認定の時期）

第20条 卒業、進級及び臨床実習出席の可否は原則として学年末に認定する。

附 則

1. この内規は、平成16年4月1日から施行する。
2. 平成15年度以前入学者は、なお、従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成17年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条の規定は、平成14年度入学者から適用する。

附 則

1. この内規は、平成18年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成19年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条の規定は、平成18年度以前の入学者についても適用する。

附 則

1. この内規は、平成20年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第14条及び第15条第1項は、平成20年度以降の第2学年についても適用する。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の第16条の授業科目名及び別表2及び3の授業科目名及び履修学年は、平成19年度以前の入学者についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成21年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3の授業科目名は、平成20年度以前の入学者についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の第17条は、平成20年度以前の入学者についても適用する。
5. 第2項の規定にかかわらず、改正後の第15条の規定は、平成22年度以降の第3学年についても適用する。

附 則

1. この内規は、平成22年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第17条及び第19条は、平成22年度以降の第5学

年についても適用する。

4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3の授業科目名及び単位数は、平成22年度以降の第2学年から第5学年についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成23年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条は、平成22年度入学生についても適用する。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3は、平成22年度入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成24年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条は平成24年度以降の第4学年についても適用する。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3は、平成21年度以降の入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成25年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第15条は平成25年度以降の第3学年についても適用する。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3は、グローバルスタディズ2（医療系）を除き、平成24年度以前の入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成25年12月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成26年4月1日から施行する。
2. 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については別に定めるものとする。

附 則

この内規は、平成26年12月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1. この内規は、平成27年4月1日から施行する。
2. 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については別

に定めるものとする。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成28年11月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規適用の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成29年2月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規適用の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学

部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条、第14条、第15条、第19条、別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び進級・卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条、第15条、第16条、別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び進級・卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

別表1 (全学共通科目, 英語科目, 単位数及び履修方法等)

科目区分	授業科目	開講期												学生に履修指導をする単位数及び履修方法			卒業要件単位					
		1年次				2年次				3年次~				必修単位	選択必修単位	履修方法						
		第1学期	第2学期	第3学期	第4学期	第1学期	第2学期	第3学期	第4学期	第1学期	第2学期	第3学期	第4学期									
全学共通科目	課題探究	知の探研	○	○	○												3		注1) 参照	11		
	情報・数理データサイエンス	情報教育科目	情報処理入門I (情報機器の操作を含む)	○														1	6			
			その他「情報教育科目」	○	○	○	○															
		数理・データサイエンス科目	数理・データサイエンスの基礎			○																1
			その他「数理・データサイエンス科目」	○	○	○	○	○	○	○	○											
	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学科目	○	○	○	○																
		スポーツ演習科目	○	○	○	○																
	市民性と異文化理解	実践知科目	○	○	○	○																
		芸術知科目	○	○	○	○																
		市民性教育科目	○	○	○	○																
言語文化科目		○	○	○	○	○	○	○	○													
英語科目	必修英語	コミュニケーション英語 (S&L)	○	○	○	○												2	注4) 参照			
		コミュニケーション英語 (R&W)	○	○	○	○												2				
		アカデミック英語 (プレゼンテーション)					○	○	○	○										2	注5) 参照	
		アカデミック英語 (ライティング)					○	○	○	○										2		
	選択英語	高年次英語					○	○	○	○									1			
		SPAcE英語	○	○	○	○	○	○	○	○												
		キャリアパス英語	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
																		注2) 参照				
																		注3) 参照				
																			9			
																			注6) 参照			

注1) 知の探研については、履修する学期はクラス分けにより指定される。第1学期に1年次生全員が事前学習を行い、学生番号末尾が偶数の学生は第2学期に、奇数の学生は第3学期に探究活動を行う。

注2) 市民性教育科目のうち、留学生支援ボランティア実習、学生支援ボランティア実習I~IV、初等数学1~2、初等生物学1~2および初等物理学1~2の単位は卒業要件外である。

注3) 言語文化科目のうち、日本語は留学生のみ履修可。

注4) コミュニケーション英語 (S&L)、コミュニケーション英語 (R&W) については、履修する学期と科目はクラス分けにより指定される。1年次生全員が第1・2学期及び第3・4学期に1科目ずつ履修する。

注5) アカデミック英語 (プレゼンテーション)、アカデミック英語 (ライティング) については、履修する学期と科目はクラス分けにより指定される。2年次生全員が第1・2学期及び第3・4学期に1科目ずつ履修する。

注6) SPAcE英語及びキャリアパス英語の単位は卒業要件外である。

別表2 (専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法等)

区分	授業科目	単位数	必修 選択 の別	履修学年及び時間数																								履修要件等	卒業要件	
				1学年				2学年				3学年				4学年				5学年				6学年					地域枠以外	地域枠
				1学期	2学期	夏季休業	3学期	4学期	1学期	2学期	夏季休業	3学期	4学期	春季休業	1学期	2学期	夏季休業	3学期	4学期	春季休業	1学期	2学期	夏季休業	3学期	4学期	春季休業	1学期			
全学交流科目	社会系交流科目	1	必修																									自学部・自学科以外の開講科目を履修すること	4	4
	生命系交流科目	1	必修	必修3単位と選択必修1単位を修得すること																										
	自然系交流科目	1	必修																											
専門基礎科目	医学生物学	1.6	必修	24																									8.1 単位以上修得すること	8.1
	医学概論	0.4	必修	7																										
	臨床医学入門	1	必修	15																										
	基礎放射線学	0.8	必修	12																										
	発生学	0.7	必修	11																										
	医学データサイエンス	1.2	必修	18																										
	人体の構造：入門	1.4	必修	22																										
医学セミナー	1	必修	15																											
専門科目	早期体験実習	0.7	必修	32																									163.8	
	チーム医療演習	0.5	必修	16																										
	地域医療総論	0.4	必修	6																										
	早期地域医療体験実習Ⅰ	0.8	選択必修	40																										
	早期地域医療体験実習Ⅱ	1.7	選択必修	80																										
	細胞組織学	1.6	必修	25																										
	細胞組織学実習	1.1	必修	53																										
	人体解剖学	1.3	必修	20																										
	系統解剖学実習	3.2	必修	147																										
	神経構造学	2.2	必修	33																										
	神経構造学実習	0.7	必修	34																										
	生理学Ⅰ	2.6	必修	39																										
	生理学Ⅰ実習	0.3	必修	15																										
	生理学Ⅱ	2.6	必修	39																										
	生理学Ⅱ実習	0.3	必修	15																										
	医療AI学	0.3	必修	5																										
	臨床遺伝学	1	必修	15																										
	生化学	2	必修	31																										
	分子医化学	2	必修	31																										
	生化学実習	0.3	必修	17																										
	分子医化学実習	0.3	必修	17																										
	薬理学	3	必修	45																										
	薬理学実習	0.4	必修	18																										
	病理学Ⅰ	2.8	必修	43																										
	病理学Ⅰ実習	0.5	必修	26																										
	病理学Ⅱ	3.2	必修	48																										
	病理学Ⅱ実習	0.4	必修	21																										
	細菌学	1.8	必修	27																										
	細菌学実習	0.1	必修	6																										
	ウイルス学	2.5	必修	38																										
	ウイルス学実習	0.2	必修	13																										
	免疫学	2.1	必修	32																										
	免疫学実習	0.1	必修	7																										
寄生虫学	1	必修	15																											
医学研究インターンシップ	8	必修	360																											
基礎病態演習	2.3	必修	70																											
臨床病態演習	0.1	必修	4																											
衛生学	1.6	必修	24																											
公衆衛生学	1.6	必修	24																											
公衆衛生学/疫学・衛生学実習	0.5	必修	23																											
地域医療体験実習Ⅰ	0.8	選必	40																											
地域医療体験実習Ⅱ	0.8	選必	40																											
地域医療体験実習Ⅲ	0.8	選必	40																											
行動科学・プロフェッショナリズム育成科目Ⅰ～Okadai Med ArtsⅠ～	4.4	必修	66																											
行動科学・プロフェッショナリズム育成科目Ⅱ～Okadai Med ArtsⅡ～	1.8	必修	28																											
行動科学・プロフェッショナリズム育成科目Ⅲ～Okadai Med ArtsⅢ～	1	必修	15																											
行動科学・プロフェッショナリズム育成科目Ⅳ～Okadai Med ArtsⅣ～	1.2	必修	18																											
行動科学・プロフェッショナリズム育成科目Ⅴ～Okadai Med ArtsⅤ～	0.6	必修	9																											
行動科学・プロフェッショナリズム育成科目Ⅵ～Okadai Med ArtsⅥ～	0.1	必修	2																											
法医学	3.2	必修	48																											
法医学実習	0.2	必修	12																											
内科総論	0.5	必修	8																											
外科総論	0.3	必修	5																											
臨床放射線総論	0.6	必修	10																											
臨床検査総論	0.6	必修	9																											
腫瘍学	0.5	必修	8																											

地域枠は2科目以上、地域枠以外は1科目以上修得すること。



